

## 令和 5 年度 国民健康保険料率の検討について

## 1. 国民健康保険事業費納付金の令和 5 年度本算定額

(単位:千円)

				合計
	医療分	支援分	介護分	
R5仮算定	11,302,011	4,432,652	1,271,703	17,006,366
R5本算定	11,310,476	4,436,065	1,272,824	17,019,365
増減	8,465	3,413	1,121	12,999

- 仮算定時の納付金額と比べ、本算定における納付金額は、約 1,300 万円 (0.1 億円) 増加した。

## 2. 本算定に基づく令和 5 年度 収支見込み

(単位:千円)

					合計	(参考)	R4 本算定	増減 (R5-R4)
		医療分	支援分	介護分				
R5 仮算定	歳入	65,498,460	4,263,313	1,280,484	71,042,257	116,969	73,039,208	△ 2,298,507
	歳出	65,220,933	4,432,652	1,271,703	70,925,288		73,334,734	△ 2,619,664
	収支	277,527	△ 169,339	8,781	116,969		△ 295,526	321,157
R5 本算定	歳入	65,211,427	4,251,628	1,277,646	70,740,701	25,631	73,039,208	△ 2,298,507
	歳出	64,997,126	4,442,648	1,275,296	70,715,070		73,334,734	△ 2,619,664
	収支	214,301	△ 191,020	2,350	25,631		△ 295,526	321,157
増減(本-仮)	収支	△ 63,226	△ 21,681	△ 6,431	△ 91,338			

※ 令和 5 年度の被保険者数、所得等を見込み、現行の保険料率から算出した収支見込額

- 本算定による納付金の増加に加え、令和 5 年度の保険料収入等を再度見込んだ結果、約 2,500 万円 (0.2 億円) の黒字 (ほぼ収支均衡) となる見込み。

## 【変動の主な要因】

- ・ 納付金額の増加。
- ・ 本市が令和 5 年度被保険者数を直近実績から再度見込んだ結果、より減少すると見込まれることから、保険料収入も減少する見込みとなったため。  
(100 人超の事業所が雇用する短時間労働者が令和 4 年 10 月に、国保から被用者保険へ移行する「被用者保険適用拡大」の人数が、前回見込みよりも大きくなったことが大きな要因)
- ・ 本算定時に合わせて提示される令和 5 年度県支出金 (特別交付金の一部) の内示額が、仮算定時の内示額から減少したため。

### 3 令和5年度国民健康保険料率について

#### (1) 料率検討のパターン

	メリット	デメリット
据置き	・ 今後の収支不足に備えることができる。	・ 被保険者の負担軽減ができない
引下げ	・ 被保険者の負担が軽減する	・ 保険料収入の減少が固定化する

#### (2) 検討方法（収支黒字の対処）

##### ① 保険料率の据置き（黒字見込額を基金に積立て）

- ・ 収支黒字約2,500万円を基金に積立てることで、次年度以降の納付金上昇に備え、保険料率の年度間における平準化を図る財源とする。

##### ② 保険料率の引下げ

- ・ 収支黒字が小さいため、引下げ効果も小さくなる。  
（1世帯平均年額200円弱の減）

#### 【参考1】過去の料率改定状況

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
料率	据え置き		引き下げ	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	

#### 【参考2】国民健康保険事業財政調整基金の保有額

(単位:億円)

年度	R1	R2	R3	R4(見込)	
	年度末	年度末	年度末	取崩	年度末 計
保有額	28.4	28.4	30.4	2.9	27.5

#### 【参考3】基金及び一般会計繰入の扱いについて

##### ○「新潟市国民健康保険事業財政調整基金条例」抜粋

第6条（処分） 基金は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等国民健康保険事業の財政運営に支障を生ずる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

⇒ 収支不足に使用できるが、引き下げるためには使用できない。

##### ○「一般会計からの繰入れについて」

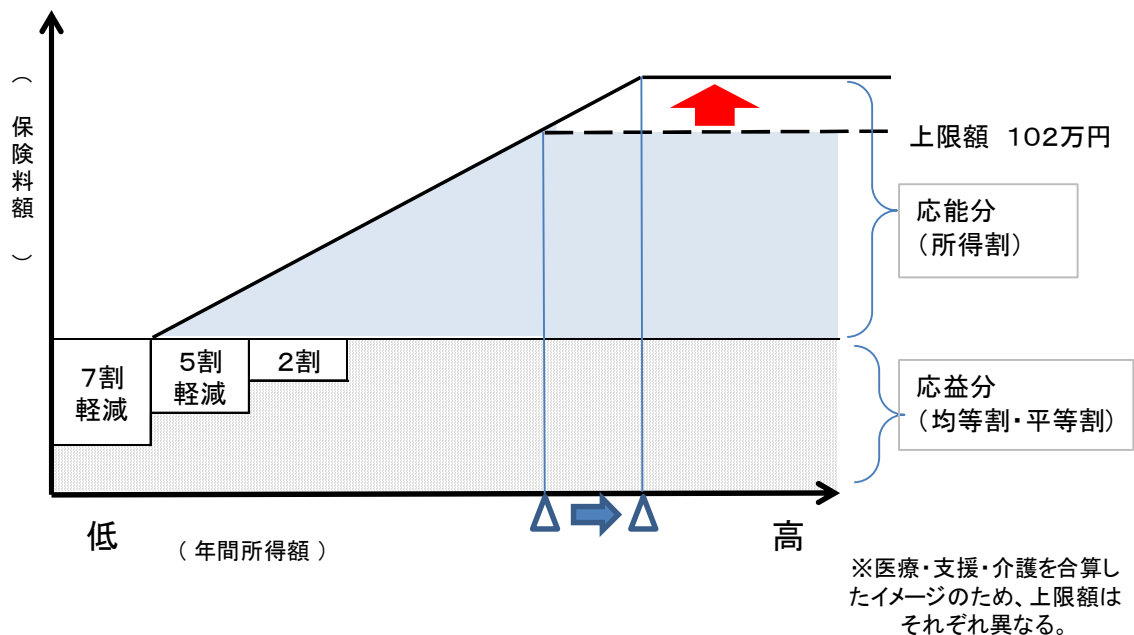
- ・ 国の方針 : 平成30年度国保制度改革により、決算補填（赤字補填）を目的とする一般会計繰入れは解消させる方針。
- ・ 市の整理 : 国の方針を踏まえ、平成30年度より、決算補填目的の一般会計繰入れは行わない整理を実施。

## 賦課限度額の改定について

### 1 賦課限度額とは

- ・ 賦課限度額＝1年間に負担する国民健康保険料の上限額  
(被保険者の納付意欲に与える影響や制度の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。)
- ・ 上限額が国の政令(国民健康保険法施行令)によって示され、各市町村は必要に応じて条例を改正して施行する

### 2 賦課限度額改定による影響のイメージ図



### 3 改定内容

改定年度	賦課限度額			
	医療分	支援分	介護分	合計
R1	61万円	19万円	16万円	96万円
R2	63万円		17万円	102万円
R3				
R4	65万円	20万円		
R5	65万円 (±0万円)	22万円 (+2万円)	17万円 (±0万円)	104万円

- ・ 75歳以上人口の増加により、後期高齢者医療の給付費の増加が見込まれる中、国は、国民健康保険料のうち、支援分(後期高齢者医療への支援分)の上限を2万円引き上げる改定内容を示した。

## 4 本市の対応

- ・本市はこれまで、国の基準に沿って、賦課限度額を同額に引き上げてきた。

### <他都市の状況>

- ・県内市町村（30市町村）は、すべて国基準どおりとしている。
- ・政令市（20市）では、18市が国基準どおりとし、2市が1年遅れで国基準どおりとしている。

## 5 賦課限度額改定による影響額・世帯

- ・賦課限度額改定（引上げ）による本市の収支影響額は、約30,000千円の増加。
- ・上限超過世帯は、約1,400世帯（高所得者への負担が増加）

### 【影響を受ける世帯所得例（支援分）】

世帯構成	賦課限度額に到達する年間所得（世帯所得）	
	改定前	改定後
単身世帯 （1人）	約636万円 （給与収入約829万円）	約701万円 （給与収入約896万円）
夫婦 （2人）	約613万円 （給与収入約803万円）	約678万円 （給与収入約873万円）
夫婦+子2人 （4人）	約567万円 （給与収入約752万円）	約631万円 （給与収入約824万円）

※ 単身世帯＝40～64歳 夫婦＝2人とも40～64歳 子＝無収入

※ 65歳以上は、国保料の介護分が介護保険料に移行するため省略